

○西海市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成17年4月1日西海市告示第70号

改正

平成18年9月1日告示第33号

平成21年3月30日告示第23号

平成22年3月2日告示第5号

平成25年5月1日告示第29号

令和3年3月5日告示第11号

令和3年12月9日告示第78号

令和7年2月6日告示第3号

西海市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上に寄与するため、市が補助金を交付する浄化槽設置整備事業（以下「補助事業」という。）の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活雑排水 家庭生活に起因し、各家庭から排出される雑排水をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 高度処理型浄化槽 浄化槽のうち放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は総磷濃度が1mg/l以下となる機能を有するものをいう。
- (4) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する施設をいう。
- (5) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。

(6) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水を流入させる管をいう。）、ますの設置及び浄化槽から住宅の敷地に隣接する放流先までの放流管の設置に係る工事をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内において浄化槽（国庫補助事業により設置する浄化槽を含む。）を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(3) 処理対象人員が50人を超える浄化槽を設置する者

(対象区域)

第4条 補助金の交付の対象となる区域は、次の各号に掲げる区域を除いた区域とする。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域

(2) 西海市下水道条例（平成20年西海市条例第65号）第21条第1項、第30条第1項及び第32条第1項に規定する処理区域

(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、補助金の限度額は、次に定めるところによる。

(1) 一般住宅等は、別表第1の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に定める額を限度とする。

(2) 共同住宅は、別表第2の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に定める額を限度とする。

2 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去又は宅内配管工事により浄化槽を設置する場合は、それぞれの工事に要する費用に相当する額（当該額に

1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を前項の規定により算出された補助金の額に加算するものとし、加算する限度額は、別表第3の工事区分ごとに定める額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽工事に係る見積書の写し(内訳の分かるもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、交付の可否について、補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金不交付通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第8条 前条の補助金交付決定通知書を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知を受けた後にその申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(完成届及び検査)

第9条 補助事業が完成したときは、事業完成届(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工及び完成写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事業完成届を受けたときは、その日から起算して14日以内に補助対象者及び工事施工者の立会いの上、事業の完成を確認するための検査を実施しなければならない。

3 補助対象者は、工事が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市長の検査を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助対象者は、前条第2項及び第3項に係る検査が完了したときは、速やかに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 浄化槽保守点検記録表(使用前点検)の写し

(4) 浄化槽工事に係る請求書又は領収書の写し(内訳の分かるもの)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認及び指導)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工現場において、随時確認し、又は指導することができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(補助金交付対象の特例)

2 第4条第1号に規定する事業計画の変更により、予定処理区域から除外された区域において、処理区域となった日から当該除外された日までに設置された浄化槽（この告示の施行の日以後に設置されたものに限る。）については、同号の規定にかかわらず、この告示の規定による補助金の対象とする。

(交付手続の特例)

3 前項の規定により対象とされた補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金交付申請書に添付する書類は、第6条の規定にかかわらず次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 設置場所の案内図

(2) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(3) 浄化槽保守点検記録表（直近のもの）の写し

(4) 浄化槽法定検査結果（直近のもの）の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

4 前項の補助金交付申請書（様式第1号）を提出する場合は、同様式中「浄

化槽を設置したいので」とあるのは「補助金の交付を受けたいので」と、
「4 着工予定年月日」とあるのは「4 着工年月日」と、「5 事業完了
予定年月日」とあるのは「5 事業完了年月日」と、「

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 浄化槽工事に係る見積書の写し（内訳の分かるもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

」とあるのは「

(1) 設置場所の案内図

(2) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(3) 浄化槽保守点検記録表（直近のもの）の写し

(4) 浄化槽法定検査結果（直近のもの）の写し

(5) その他市長が認める書類

」とする。

5 市長は、附則第3項の補助金交付申請書（様式第1号）の提出があったときは、速やかに書面審査を実施しなければならない。

6 市長は、附則第3項の補助金交付申請書（様式第1号）の内容及び前項の審査結果の内容が適正であったときは、第7条第2項の補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとし、第9条の規定は適用しない。この場合において、補助金交付決定通知書（様式第2号）中「

3 完成届及び検査

(1) 事業が完成したときは、事業完成届を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、補助対象者及び工事施工者の立会いの上、検査を行うこととする。なお、この検査に合格しないときは、直ちに修補して、検査を完了しなければならない。

」とあるのは「

3 検査

補助対象者は、速やかに市の職員立会いの上、検査を受けなければならない。

」とする。

- 7 市長は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知したときは、速やかに補助対象者立会いの上、浄化槽設置状況を確認するための検査を実施しなければならない。この場合において、検査に合格しないときは、直ちに修補等必要な措置をさせ検査を完了しなければならない。
- 8 補助対象者は、前項の検査に合格したときは、第10条の規定にかかわらず、実績報告書（様式第6号）に浄化槽工事に係る領収書の写し又はこれに代わるものを添付して市長に提出しなければならない。

附 則（平成18年9月1日告示第33号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行の日前に、この告示による改正前の西海市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の西海市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月30日告示第23号）

この告示は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成22年3月2日告示第5号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日告示第29号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日告示第11号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に設置される浄化槽に係る補助事業について適用する。

附 則（令和3年12月9日告示第78号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月6日告示第3号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

一般住宅等（高度処理型浄化槽を除く。）

区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～50人槽	548,000円

一般住宅等（高度処理型浄化槽）

区分	限度額
5人槽	360,000円
6～7人槽	462,000円
8～50人槽	585,000円

備考 高度処理型浄化槽の対象区域は、大村湾流域とする。

別表第2（第5条関係）

共同住宅（高度処理型浄化槽を除く。）

区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円

31～50人槽	2,037,000円
---------	------------

共同住宅（高度処理型浄化槽）

区分	限度額
5人槽	360,000円
6～7人槽	462,000円
8～10人槽	585,000円
11～20人槽	1,092,000円
21～30人槽	1,860,000円
31～50人槽	2,496,000円

備考 高度処理型浄化槽の対象区域は、大村湾流域とする。

別表第3（第5条関係）

工事区分	限度額	
	撤去費	宅内配管工事費
くみ取り便槽撤去	90,000円	300,000円
単独処理浄化槽撤去	120,000円	300,000円